

平成28年4月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年（行コ）第3号 不当労働行為救済申立命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成26年（行ウ）第189号）

口頭弁論終結日 平成28年3月15日

判決

控訴人 社会福祉法人X

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 Z1労働組合神奈川県本部

被控訴人補助参加人 Z1労働組合神奈川県本部Z2分会

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が平成25年（不再）第17号事件について平成26年3月12日付けでした不当労働行為救済命令を取り消す。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、控訴人の行為が労働組合法7条所定の不当労働行為に当たるとして被控訴人補助参加人らがした不当労働行為救済申立てについて、神奈川県労働委員会の発した初審命令を不服として控訴人が中央労働委員会に対して再審査の申立てをしたところ、中央労働委員会が初審命令の主文1項を一部訂正の上、控訴人の再審査の申立てを棄却して原判決別紙1「初審命令訂正後の主文」記載を内容とする命令（以下「本件命令」という。）を発したことから、控訴人が本件命令の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

2 前提となる事実

原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 事案の要旨」及び同「2 前提事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。
なお、以下、略語は原判決の例による。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

後記4のとおり当審における控訴人の主張を付け加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「3 本件の争点及びこれについての当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の主張

- (1) 原判決は、9月30日報告、2月7日要求書、2月17日通知書及び4月22日業務通知書は、いずれもA1や組合らの組合活動を非難等する支配介入行為であると認定する。

しかし、9月30日報告においてはA2に対する処分とその理由を詳細に説明するためにA2とA1の関係に言及する必要があったものであり、2月7日要求書はA3が申し立てた労働審判についての組合の見解、要求内容について単に質問するものであり、2月17日通知書は当時組合らにより行われた事実と異なる情報宣伝の内容を訂正する趣旨のものであり、4月22日業務通知書には組織や団体を結成することへの言及はなく、新たな団体の結成を促すものではないから、これらをA1や組合らの組合活動に対する非難であると認定する原判決は、事実の評価を誤っている。

- (2) 原判決は、9月30日報告、2月7日要求書及び2月17日通知書の発出、掲示等が労組法7条3号の禁止する支配介入であることを前提に、特段の事情のない限り、本件解任はA1の組合活動の故にされた不利益な取扱いであると判示する。

しかし、9月30日報告、2月7日要求書及び2月17日通知書がいずれも労組法7条3号の禁止する支配介入には当たらないことは前記のとおりである。

そして、本件解任の事由1ないし6は事実として存在し、かつ、いずれの事由もA1の服務規律違反と評価され、懲戒理由として十分なものであるから、本件解任は合理的理由に基づく人事権の行使であって、A1が組合員であることや組合活動を理由にしたものではない。原判決は、事由1について、空のペットボトルを叩いてリズムをとるような粗暴かつ侮辱的な行為をし、詐欺師などと公然と論評する行為について社会通念上相当な範囲を逸脱したものではないとして事実の評価を誤り、事由2についてA1が職員の不安を煽る内容のビラを配り誹謗中傷を流布した事実が認められないとして認定を誤り、事由3についてA1とA2が特別な関係にあることや、A2の責任を追及する職員に対してA1が圧力をかけた事実は認められないとして認定を誤り、事由4及び5についてA1とB1前施設長との口論についての控訴人の判断が中立公正にされたものか疑問があると判断し、事実認定を誤っている。また、事由6は、過去に交通事故を起こしたこと自体を処分する趣旨ではなく、過去の事故や問題行動に対して控訴人が注意したことに対するA1の態度を問題視しているのであって、同一事由によって二重の制裁を科すものではないから、原判決は処分の対象についての事実認定を誤っており、懲戒事由としての事由6の評価を誤っている。

- (3) 原判決は、A1の意向を聴取することなくされた本件配置転換は、これまでのA1の生活相談員としての実績に対する否定的評価を背景とした左遷であり、精神上的の不利益を伴う取扱いであると判示する。

しかし、控訴人はA1に対する意向聴取を行っており、この点について原判決に事実誤認がある。また、A1には介護福祉手当が支給されており、介護のフォロー業務をA1の業務に含むことを明白にしていたの

であるから、本件配置転換はA 1の生活相談員としての知識、経験、資格などの専門性を活用できる機会を妨げるものではなく、左遷ではない。仮にA 1が本件配置転換により精神的苦痛を感じたとしても、そのような苦痛はA 1の主観に過ぎず、社会通念上の受忍限度の範囲内のものである。したがって本件配置転換は労組法7条1号の禁止する「不利益」には該当せず、また、本件配置転換はA 1が組合員であることや組合活動を理由にしたものではない。原判決の事実の評価には誤りがある。

(4) 原判決は、分会からの再三の団体交渉の申入れに対して、控訴人が実質的には日程調整さえ行わなかったと判示する。

しかし、当時の団体交渉の場はまともに議論ができるような場ではなかったのであるから、組合側の主張の詳細が明らかになるまで文書によって回答を求める必要性が極めて高かった。したがって、控訴人の要求は不当なものではなく、組合側からの回答がない状況で団体交渉に応じなかったことは「正当な理由」(労組法7条2号)がある。

(5) 本件命令第3項は、謝罪広告を命ずるものであり、控訴人の思想良心の自由を侵害するものであって、憲法19条に違反する。したがって、本件命令第3項は取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。

その理由は、後記2のとおり原判決を補正し、後記3のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付け加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

原判決72頁5行目から10行目までを次のとおり改める。

「 本件解任の事由6について、控訴人は、過去の交通事故や職場の無断離脱の後、控訴人からの注意に対するA 1の態度を問題とする趣旨であり、刑事裁判において前科を考慮して量刑を決めるのと同じであると主張する。懲戒処分において処分を選択する際に過去の懲戒処分歴を考慮することは許容され、事由6として記載されている内容もその趣旨のものと理解できなくはない。しかし、事由6の注意は交通事故によるものであって、事由1ないし5とは行為の性格が異なり、上記のとおり、事由1ないし5は本件解任の合理的理由とはならないものであるから、事由6の事情を併せて考慮しても本件解任が合理的理由を有することにはならない。」

3 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 9月30日報告、2月7日要求書、2月17日通知書及び4月22日業務通知書について

9月30日報告について、控訴人は、A 2に対する処分及びその理由を職員に周知するためには、A 1の行う組合活動の内容、適否に踏み込

んでA 2とA 1との関係に言及せざるを得なかったものであって、A 1の行う組合活動を非難する趣旨を含むものではないと主張する。しかし、9月30日報告のうち、A 1とA 2が特別な関係にあり、そのためA 2のパワーハラスメントについて組合らに相談することができず、組合らはA 1の活動が組合らと関係がないという立場をとっているとの部分は、A 2に対する処分やその理由について説明する文章の後に付け加えられているものであり、かつ、文脈上、A 2の処分や理由のために必要な言及であるとは解されない。

2月7日要求書について、控訴人は、A 3が申し立てた労働審判についての組合の見解等を質問したものにならず、A 1や組合らの組合活動を非難する趣旨を含むものではないと主張する。しかし、2月7日要求書は、労働審判においてA 3が主張する内容は虚偽であるとの一方的な前提に立った上で、A 1が行う組合活動は組合らを見放した暴挙であるという控訴人の見解への同調を求める趣旨と理解できるのであり、単に組合らの見解について質問する趣旨のものとはいえない。

2月17日通知書について、控訴人は、事実と異なる情報宣伝の内容を訂正するものにならず、A 1や組合らの組合活動を非難する趣旨を含むものではないと主張する。しかし、2月17日通知書は、文面上、単に定期昇給についての控訴人の方針を説明するに止まらず、組合らの活動手法は末法思想的で遺憾なものであるとの非難を付加しており、単に組合らが宣伝する内容に対する訂正する趣旨とは解されない。

4月22日業務通知書について、控訴人は、新たな団体の設立を促すものではなく、A 1や組合らの組合活動に対する非難ではないと主張する。しかし、4月22日業務通知書の内容は、別件労働審判において調停が成立したことを通知するものではあるが、それとは直接関係のない、分会は腐敗しており信用するに値せず、今後は職員代表者を中心とした構成が必要であるとの控訴人の考えが付加して記載されており、この記載は、分会を強く非難し、分会とは別の組織や団体を結成する必要があることをいうものであって、組合の自主性、団結力、組織力を損なうおそれのある行為というべきである。

したがって、9月30日報告、2月7日要求書、2月17日通知書及び4月22日業務通知書がいずれもA 1や組合らの組合活動を非難等する支配介入行為であると認定する原判決の判断は相当であり、控訴人の主張は採用することができない。

- (2) 控訴人は、本件解任は合理的理由に基づく控訴人の正当な人事権行使であって、A 1が組合員であることや組合活動を理由にしたものではなく、労組法7条1号の禁止する「不利益」には当たらない旨主張する。

控訴人の主張する本件解任の事由1ないし5が、殊更に懲戒の理由とすべきものではないこと又は本件解任の合理的理由とはなり得ないものであることは、原判決において説示するとおりである。

また、控訴人は、事由6は、交通事故そのものではなく、控訴人が注意したことに対するA1の態度を問題視しているのであって、同一事由によって二重の制裁を科すものではないと主張するところ、この点については、上記2で原判決を訂正し説示するとおりである。

(3) 控訴人は、本件配置転換がいずれも労組法7条1号の禁止する「不利益」には当たらない旨主張するが、本件配置転換はA1に対する否定的評価を背景とした左遷と受け止められてもやむを得ないものであること、実質的にはA1に対して意向聴取が行われずにされた異動であり、精神上の不利益を伴う取扱いであることは、原判決において説示するとおりである。その内容及び程度に鑑みれば、その不利益を単にA1の主観であり、社会通念上受忍限度の範囲のものということはできない。

(4) 控訴人は、当時の団体交渉の場はまともに議論ができるような場ではなかったのであるから、組合側の主張の詳細が明らかになるまで控訴人が分会からの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由がある旨主張する。

しかし、平成22年5月の団体交渉においてA1が空のペットボトルを手の掌又は机の上を叩いてリズムをとりながら発言していたことや、B1前理事長が詐欺師であるとして同人の辞任を求める趣旨の発言をしたことなど、控訴人が指摘する事情を考慮しても、それをもって団体交渉の場において控訴人と組合らが正常な協議ができない状況にあったとまでは認められない。また、証拠上、当時組合らやその関係者が、控訴人との団体交渉の場において脅迫的な言動や暴力行為を行うことを危惧すべき事情があったとも窺われない。したがって、平成22年5月の団体交渉の場におけるA1の言動をもって控訴人が団体交渉の申入れに応じなかったことの正当な理由になるとはいえず、控訴人の主張は採用することができない。

(5) 控訴人は、本件命令3項は憲法19条に違反すると主張する。

本件命令3項が命ずる掲示の内容は、労働委員会において控訴人の行為が不当労働行為と認定された事実を関係者に周知徹底させ、同種行為の再発を抑止しようとする趣旨のものであって、控訴人に対し反省等の意思表示を強制するものではないから、憲法19条に反するとはいえない（最高裁判所平成9年（行ツ）第6号平成9年10月23日第1小法廷判決、最高裁判所昭和63年（行ツ）第140号平成3年2月22日第2小法廷判決・裁判集民事162号123頁、最高裁判所昭和63年（行ツ）第102号平成2年3月6日第3小法廷判決・裁判集民事159号229頁参照）。したがって、本件命令3項につき、憲法19条違反をいう控訴人の主張は失当であり、採用することができない。

(6) 以上のほか、控訴人が控訴理由書において指摘し、主張する種々の事項について勘案しても、原判決の認定判断を覆すに足りない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部